

埼玉県企業内保育所設置等促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等が行う企業内保育所の設置等を促進することにより、女性が出産後も継続して働き続けられる環境を整備することを目的として、埼玉県企業内保育所設置等促進事業の実施内容について規定する。

(対象となる企業等)

第2条 この事業の対象となる企業等は、以下の企業等とする。

- ア 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」を届け出ているか、又は届け出ようとしている企業等
- イ 埼玉県が実施する多様な働き方実践企業の認定を受けているか、又は認定を受けようとしている企業等

(企業内保育所の要件等)

第3条 この事業の対象となる企業内保育所は、以下のすべての要件を満たすものでなければならない。

(1) 対象児童について

0歳から小学校就学前までの従業員児童を対象としていること。

なお、年齢の基準日は、当該児童の入所した年度の初日の前日とし、前年度から継続入所する児童については、当該年度の初日の前日とする。

(2) 構造設備等について

ア 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。

イ 保育室の面積は、0～1歳児1人当たり1.65㎡以上、2歳児以上1人当たり1.98㎡以上であること。

ウ 乳児（概ね満1歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

エ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

オ 保育室を2階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

② 二方向の避難路の確保や保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるなど、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8

項の基準に適合していること。

カ 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便所の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

キ 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

ク 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

(3) 運営について

ア 保育従事者の数は、0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳以上児30人につき1人以上であること。なお、保育従事者の3人につき1人(保育従事者が2人の施設にあっては1人)は保育士又は看護師の資格を有する者であること。また、常時、保育従事者が2人以上配置されていること。

イ 運営方法は、設置者による直営又は第三者への運営委託とすること。

(4) その他

上記(1)～(3)に定めのない事項については、原則として、「認可外保育施設指導監督基準」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知)に適合していること。

(5) 市町村の認可を予定している企業内保育所について

上記(1)～(4)に関わらず市町村の認可を予定している企業内保育所については、市町村と適宜協議すること。

2 この事業の対象となる企業内保育所は、以下の要件を考慮するものとする。

(1) 設置場所について

企業等の敷地内又は近接地など継続的利用が見込まれる場所であること。

(2) 保育時間について

保育時間は、利用する従業員の労働時間を考慮して設定するなど、利用しやすいものであること。

(3) 保育料について

利用者から保育料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならない等、適正な額であること。

(県の助成)

第4条 県は予算の範囲内において、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(補助金の調整)

第5条 企業等が、当該企業内保育所の運営に関して、国、地方公共団体、その他団体等からの補助金（埼玉県企業内保育所設置（等）促進事業費補助金を除く）の交付を受ける場合には、この事業に係る補助金を交付しないものとする。

2 企業等が、当該企業内保育所の整備に関して、過去5年以内に国、地方公共団体、その他団体等からの補助金の交付を受けたことがある場合には、この事業に係る整備に関する補助金を交付しないものとする。

3 企業等が、当該企業内保育所の整備に関して、過去に埼玉県企業内保育所設置（等）促進事業費補助金の交付を受けたことがある場合には、この事業に係る整備に関する補助金の交付をしないものとする

4 当該企業内保育所に、国、地方公共団体の職員の児童が入所したことにより、国、地方公共団体からその児童のための運営費負担金等が支払われる場合は、当該負担金等は対象経費から控除するものとする。

（届出）

第6条 この事業の対象となる企業内保育所については、市町村の事業所内保育所の認可を受ける場合を除き、設置後1か月以内に、「認可外保育施設設置届」を所在市町村保育担当課へ提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、別途定める。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。